

平成 25 年度
水質汚濁防止法等の施行状況

平成 27 年 4 月

環境省 水・大気環境局 水環境課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について	1
	（１）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	1
	（２）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	3
	（１）水質汚濁防止法	3
	ア 届出関係、計画変更命令等	3
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	5
	カ 生活排水対策重点地域の指定	6
	キ 水質総量削減	6
	（２）瀬戸内海法	7
	ア 許可、措置命令	7
	イ 自然海浜保全地区の指定	7
	（３）湖沼法	8
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	8
	イ 改善命令等	8

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数.....	10
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	11
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	14
表 4	特定事業場の上位 10 業種	16
表 5	特定事業場の業種別内訳	17
表 6	届出関係、計画変更命令等	24
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	27
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	33
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	34
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳	37
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	38
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	40
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	41
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	42
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	43
参考	平成 22 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	44

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成 25 年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（１）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づく届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を表 1 に示す。平成 26 年 3 月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は 265,964（267,009）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は 3,485（3,559）、合計で 269,449（270,568）であり、平成 25 年 3 月末時点と比較すると、特定事業場数は約 1 千件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は 8（10）であった。

BOD や SS 等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は 32,589（33,067）と全体の約 12% である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわ

らず、公共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 3,877 (3,931) で全特定事業場数の約 1%、一日当たりの平均排水量が 50m³ 未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 11,388 (10,917) で全特定事業場数の約 4%であった。また、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は 4,560 (4,355) であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、19,825 (19,203) であり、全体の約 7%であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場は 3,196 (2,833) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場は 398 (600) であった。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を**表 2**に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、平成 26 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を**表 3**に示す。湖沼特定事業場の総数は 2,118 (1,924) であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 830 (798) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 69 (70)、851 (877) であり、これらを合計した事業場の総計は 3,038 (2,871) であった。

なお、これら 2,118 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 180、霞ヶ浦 404、印旛沼 170、手賀沼 73、諏訪湖 73、野尻湖 0、琵琶湖 699、中海 119、宍道湖 147、児島湖 246 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を**表 4**に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 197,832 であり、全特定事業場数の約 73%にあたる。

また、これら 197,832 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³ 未満の事業場数は 178,266 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を**表 5**に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為に構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は 5,786 件、法第5条第2項に係る届出数は0件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は 261 件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は 296 件であった。また、法第7条に基づく届出数は 4,105 件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排水水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排水水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、または使用の一時停止を命ずることができる（法第12条の4、法第13条の3第1項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 1 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができるとされている（法第 23 条第 3 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を**表 7**に、発動の業種別の内訳を**表 8**に示す。

平成 25 年度における改善命令の件数は 11 件であり、一時停止命令の件数は 0 件であった。これを業種別の内訳（**表 8**）で見ると、改善命令については、「し尿処理施設」に対して発動されたものが 3 件と最も多かった。

一方、法第 14 条の 3 に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 8,759 件であり、公共用水域関係では 7,256 件、地下水関係では 1,503 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を**表 7**に示す。昼間立入が 39,025 件、夜間立入が 465 件で立入件数は計 39,490 件であった。なお、39,490 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 4,035 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排水水を排出する者は、排水基準に適合しない排水水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を**表 9**、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を**表 10**に示す。

平成 25 年度における排水基準違反の件数は 4 事業場であり、違反摘発の契機について見ると、県警察の調査によるものが 2 件、海上保安庁の調査によるものが 2 件であった。

また、違反業種は、畜産農業、生コンクリート製造業、金属製品製造業・機械器具製造業、弁当仕出屋・弁当製造業がそれぞれ1件であり、違反項目はpHが2件、BOD、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、ジクロロメタン、SSが各1件（1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない）であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質や油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質、油を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第1項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第2項）。

さらに、特定事業場以外の工場や事業場で貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第14条の2第3項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場の設置者や貯油事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第14条の2第4項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表9に示す。法第14条の2第1項に係る届出数は220件（内訳：公共用水域関係213件、地下水関係7件）であり、法第14条の2第2項に係る届出数は31件（内訳：公共用水域関係27件、地下水関係4件）であり、法第14条の2第3項に係る届出数は314件（内訳：公共用水域関係268件、地下水関係46件）であった。

また、公共用水域において、異常渇水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第18条）、平成25年度に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 8）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 9）。

平成 25 年度における生活排水対策重点地域の指定は 0 件、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更は 0 件であった。なお、平成 26 年 3 月末現在、212 地域（42 都府県 336 市町村）で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る污水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における污水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならない（法第 14 条第 2 項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。平成 26 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 10,752 であり、平成 25 年 3 月末時点（10,918）と比較すると事業場数は若干減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東

京湾 1,607 (約 15%)、伊勢湾 3,322 (約 31%)、瀬戸内海 5,823 (約 54%) であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 457 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 4 に基づく指導等は 22 件であった。

(2) 瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 258 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 435 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は 2 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜や岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第 12 条の 8）。

平成 25 年（1～12 月）における自然海浜保全地区の指定は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は 2 件であった。なお、平成 25 年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

(3) 湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m³以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における污水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成25年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、**表15**に示すように231件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は177件であった。また、指定施設の設置届出（経過措置）の件数（湖沼法第16条第1項）は0件、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）及び指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）はそれぞれ1件であった。なお、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第8条）の適用事例はなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における污水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第20条第1項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができる（湖沼法第20条第2項）。

平成25年度における改善勧告（湖沼法第20条第1項）の件数は0件であり、改善命令（湖沼法第20条第2項）についても0件であった。また、湖沼法第10条に基づく改善命令等の適用事例も0件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が72件、口頭による指導が122件で、

内容は処理施設の改善が 53 件、その他が 142 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法 24 条）の件数は、文書による指導が 0 件、口頭による指導が 0 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区 分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模				水質汚濁防止法 第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用特 定事業場)	有害物質貯蔵 指定事業場 (うち有害物 質貯蔵指定施 設のみ)
			①一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特 定 事 業 場	③一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特 定 事 業 場		
A 平成 26年 3月末現在		269,449 (8)	32,589	3,877 (2)	232,300	11,388 (6)	4,560	3,196 (398)
	水 質 汚 濁 防止法上の 特定事業場	265,964 (8)	29,348	3,336 (2)	232,056	11,357 (6)	4,560	
	瀬戸内海法 上の 特 定 事 業 場	3,485	3,241	541	244	31		
B 平成 25年 3月末現在		270,568 (10)	33,067	3,931 (2)	233,146	10,917 (8)	4,355	2,833 (600)
	水 質 汚 濁 防止法上の 特定事業場	267,009 (10)	29,746	3,386 (2)	232,908	10,889 (8)	4,355	
	瀬戸内海法 上の 特 定 事 業 場	3,559	3,321	545	238	28		
対前 年比 A／B		(100%)	(99%)	(99%)	(100%)	(104%)	(105%)	(113%)
	水 質 汚 濁 防止法上の 特定事業場	(100%)	(99%)	(99%)	(100%)	(104%)	(105%)	
	瀬戸内海法 上の 特 定 事 業 場	(98%)	(98%)	(99%)	(103%)	(111%)		

- (注) 1. 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。
2. 水質汚濁防止法第5条3項の有害物質使用特定事業場、及び、有害物質貯蔵指定事業場は、H24.6. から新たに規制対象に追加。
3. 有害物質貯蔵指定施設のみ事業場には、瀬戸内海法上の特定事業場に有害物質貯蔵指定施設が設置されている事業場も含まれる。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（1）

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数								瀬戸内海法上の特定事業場					
		特定事業場						有害物質貯蔵指定事業場		総数					
		総数	① 平均排水量 50m³/日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 （地下浸透分）	③ 平均排水量 50m³/日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 （地下浸透分）	⑤第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総数	うち有害物質 貯蔵指定 施設のみ		総数	① 平均排水量 50m³/日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③ 平均排水量 50m³/日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
1	北海道	5,637	1,223	65	4,310	92	104	51	7						
2	青森県	3,901	348	18	3,550	53 (1)	3	9							
3	岩手県	4,814	580	42	4,088	103	146	28							
4	宮城県	4,615	420	26	4,195	79		22	9						
5	秋田県	3,326	515	40	2,792	57 (1)	19	7							
6	山形県	3,109	475	55	2,627	131	7	37							
7	福島県	5,872	770	184	5,100	263	2	26	1						
8	茨城県	7,842	833	119	6,992	170	17	122	10						
9	栃木県	7,262	989	67	6,263	161	10	55	5						
10	群馬県	3,145	550	52	2,586	79	9	27	3						
11	埼玉県	6,344	649	82	5,668	409	27	122	15						
12	千葉県	7,848	739	82	7,096	192	13	54	15						
13	東京都	2,675	98	11	1,434	293	1,143	158	27						
14	神奈川県	3,312	263	39	3,043	122	6	39	3						
15	新潟県	5,560	667	69	4,888	379	5	77	4						
16	富山県	2,490	387	90	2,095	99	8	34	4						
17	石川県	3,297	505	46	2,785	133	7	28	7						
18	福井県	2,008	299	37	1,708	68	1	30	6						
19	山梨県	4,590	421	47	4,156	182	13	32	3						
20	長野県	10,608	1,031	86	9,549	344	28	48	5						
21	岐阜県	7,718	951	89	6,767	142		76	9						
22	静岡県	7,479	974	144 (1)	6,466	138	39	74	8						
23	愛知県	8,688	1,199	185	7,472	489	17	130	1						
24	三重県	7,677	880	60	6,730	116	67	63	4						
25	滋賀県	3,118	577	93	2,535	189	6	71	5						
26	京都府	3,572	241	34	3,331	268		41	3	106	93	19	13		5
27	大阪府	1,865	120	3	1,650	188	95	41	9	166	158	38	8		
28	兵庫県	7,167	551	89	6,614	459	2	63	5	323	297	64	26		7
29	奈良県	2,898	215	8	2,550	131	133	11		230	222	19	8		2
30	和歌山県	2,961	340	11	2,621	92		11	1	86	82	4	4		
31	鳥取県	1,848	263	13	1,523	49	62	7							
32	島根県	2,700	337	35	2,337	45	26	9	5						
33	岡山県	2,950	172	1	2,766	93	12	34	4	227	211	34	16		1
34	広島県	3,710	316	4	3,387	81	7	43	4	268	242	15	26		1
35	山口県	3,334	224		3,064	33	46	62	10	254	244	40	10		
36	徳島県	3,457	108		3,345	37	4	21		171	158	21	13		
37	香川県	3,049	116		2,932	52	1	17	2	207	186	14	21		1
38	愛媛県	3,462	163	1	3,286	58	13	10	1	212	200	41	12		1
39	高知県	2,292	266	18	2,025	47	1	6							
40	福岡県	4,376	629	66	3,732	114	15	45	8	47	41	5	6		
41	佐賀県	2,783	355	35	2,428	92		33	3						
42	長崎県	5,117	298	43	4,705	66	114	11							
43	熊本県	2,411	450	33	1,961	64		27	1						
44	大分県	4,095	226	3	3,869	45		16	2	165	161	4	4		1
45	宮崎県	3,154	352	11	2,798	31	4	15	1						
46	鹿児島県	4,809	741	69	4,068	255		17	1						
47	沖縄県	1,318	355	23	952	12	11	5	4						
都道府県計		206,263	23,181	2,328 (1)	180,839	6,795 (2)	2,243	1,965	215	2,462	2,295	318	167		19
政令市計		59,701	6,167	1,008 (1)	51,217	4,562 (4)	2,317	1,231	183	1,023	946	223	77		12
合計		265,964	29,348	3,336 (2)	232,056	11,357 (6)	4,560	3,196	398	3,485	3,241	541	244		31

(注) 有害物質貯蔵指定事業場は、「有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場」であり、特定施設が設置されている事業場も含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（2）

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数								瀬戸内海法上の特定事業場					
		特定事業場						有害物質貯蔵指定事業場							
		総数	① 平均排水量 50m³/日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m³/日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	⑤第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総数	うち有害物質 貯蔵指定 施設のみ	総数	① 平均排水量 50m³/日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③ 平均排水量 50m³/日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場	
1	札幌市	82	42	1	40	2									
2	函館市	215	45		157	4	13								
3	旭川市	196	24	2	134	5	38	2	1						
4	青森市	534	76	3	451	15	7	3							
5	八戸市	353	68	16	276	5	9	7	2						
6	盛岡市	486	35	5	442	43	9	3							
7	仙台市	1,016	61	10	933	183	22	7	2						
8	秋田市	409	81	22	326	47	2	9	2						
9	山形市	644	82	8	560	41	2	5							
10	福島市	662	114	14	543	21	5	4							
11	郡山市	814	112	24	699	35	3	2	2						
12	いわき市	689	165	38	520	30	4	19	1						
13	水戸市	643	51	4	592	23		3							
14	つくば市	420	19	4	397	108	4	17							
15	宇都宮市	936	130	8	788	20	18	14	1						
16	前橋市	625	113	10	509	30	3	2							
17	高崎市	458	77	12	380	28	1	10	2						
18	伊勢崎市	550	126	34	421	25 (1)	3	4							
19	太田市	464	100	20 (1)	364	34 (2)		7							
20	さいたま市	871	71	11	764	115	36	12							
21	川越市	365	39	7	323	78	3	13	3						
22	熊谷市	612	78	10	533	16	1	7							
23	川口市	320	20	1	286	37	14	9	6						
24	所沢市	155	19	4	133	22	3	4	1						
25	春日部市	301	20	2	281	12		2	1						
26	草加市	201	23	9	178	29		5							
27	越谷市	313	25	1	288	28		1							
28	千葉市	781	55	11	723	77	3	9							
29	市川市	404	88	12	314	20	2	12	1						
30	船橋市	520	108	4	406	22	6	5	1						
31	松戸市	325	37	11	287	25	1	7	3						
32	柏市	261	51	5	209	20 (1)	1								
33	市原市	458	88	25	366	17	4	26	1						
34	八王子市	538	27	1	507	81	4	6	5						
35	町田市	120	17	2	103	34									
36	横浜市	1,662	88	36	1,497	295	77	69	11						
37	川崎市	632	61	30	521	84	50	60	8						
38	相模原市	768	35	10	731	107	2	10							
39	横須賀市	99	15	9	75	42	9	9							
40	平塚市	312	14	5	295	82	3	10							
41	藤沢市	218	24	12	184	42	10	8	1						
42	小田原市	316	33	11	273	7	10	10							
43	茅ヶ崎市	104	9	3	90	22	5	9	1						
44	厚木市	262	10	3	248	50	4	4							
45	大和市	107	9	3	94	30	4	1							
46	新潟市	1,482	149	13	1,326	109	7	16	4						
47	長岡市	700	66	10	630	35	4	6	3						
48	上越市	922	105	20	814	22	3	17							
49	富山市	958	229	53	723	41	6	24	4						
50	金沢市	559	71	13	487	60	1	2							
51	福井市	390	106	11	277	20	7	6							
52	甲府市	423	57	19	366	64		3							
53	長野市	1,215	127	41	1,088	109									
54	松本市	624	52	12	569	58	3	5							
55	岐阜市	855	70	11	783	40	2	8							

(注) 有害物質貯蔵指定事業場は、「有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場」であり、特定施設が設置されている事業場も含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（3）

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数								瀬戸内海法上の特定事業場					
		特定事業場						有害物質貯蔵指定事業場		総数					
		総数	① 平均排水量 50m³/日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m³/日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	⑤第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総数	うち有害物 質貯蔵指定 施設のみ		総数	① 平均排水量 50m³/日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③ 平均排水量 50m³/日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
56	静岡県	1,258	152	26	1,080	59	26	10	2						
57	浜松市	1,109	148	47	904	43	57	15	3						
58	沼津市	998	87	15	879	17	32	7	1						
59	富士市	697	157	16	526	19	14	11	1						
60	名古屋	553	75	16	320	59	158	46	11						
61	豊橋市	756	95	21	648	31	13	7	1						
62	岡崎市	414	66	10	345	32	3	6							
63	一宮市	469	68	7	400	40	1	3							
64	春日井市	535	75	15	459	46	1	16							
65	豊田市	757	120	31	636	34	1	12	1						
66	四日市市	888	108	20	775	16	5	24	1						
67	大津市	349	40	11	304	29	5	4	1						
68	京都市	952	10	4	822	66	120	19	2	19	17	2	2		
69	大阪市	861	12		62	32	787	82	12	12	12	6			
70	堺市	302	18		257	64	27	38	17	61	60	23	1		
71	岸和田市	191	7		181	39	3	5	1						
72	豊中市	94	2		72	23	20	11	2						
73	吹田市	85	3		56	17	26	5		6	5		1		
74	高槻市	149	5		134	20	10	3		8	8	1			
75	枚方市	273	41	19	232	38		4							
76	茨木市	99	1		87	29	11	5		6	6	1			
77	八尾市	321	5		293	57	23	4	3	7	7	1			
78	寝屋川市	139	2		132	28	5	3	1	1	1				
79	東大阪市	193	9		119	9	65	6	6	6	6	1			
80	神戸市	1,032	39		942	259	51	50	10	50	48	9	2		
81	姫路市	456	53		389	17	14	18	3	65	60	10	5	1	
82	尼崎市	103	5		55	9	43	31	7	24	18	11	6	5	
83	明石市	86	7		77	5	2	11							
84	西宮市	192	4		188	25		2	2	11	10	2	1		
85	加古川市	212	10		200	18	2	10	1						
86	宝塚市	96			96	9		2		6	6				
87	奈良市	356	18	2	335	20	3	1		24	21	4	3		
88	和歌山市	744	59	5	676	37	9	15	7	78	73	10	5		
89	鳥取市	548	74	5	470	31	4	2							
90	松江市	426	58	3	366	19	2								
91	岡山市	1,017	65		931	48	21	12	1	93	86	15	7	1	
92	倉敷市	834	16		818	33		28	1	126	120	34	6	1	
93	広島市	983	35		912	67	36	39	2	39	35	7	4		
94	呉市	591	29		559	41	3	2		1	1				
95	福山市	530	29		495	19	6	12		57	51	8	6		
96	下関市	612	28		576	5	8	1		46	44	13	2		
97	徳島市	730	67		657	15	6	6		54	49	9	5	1	
98	高松市	1,059	33		1,021	39	5	3		44	38	5	6	2	
99	松山市	670	32		629	47	9	5		68	65	10	3		
100	高知市	655	100	17	555	15		1	1						
101	北九州市	269	8		164	17	97	48	6	54	49	22	5		
102	福岡市	386	26	3	243	7	117	17							
103	久留米市	341	44	5	294	10	3	5	4						
104	長崎市	756	46	4	710	28		5	1						
105	佐世保市	522	52	4	470	10		1							
106	熊本市	1,060	91	14	956	37	13	8							
107	大分市	1,249	54		1,193	88	2	19	2	57	50	19	7	1	
108	宮崎市	729	92	9	622	8	15	7	1						
109	鹿児島市	607	64	3	543	81		11	1						
110	那覇市	59	6		48		5								
政令市計		59,701	6,167	1,008 (1)	51,217	4,562 (4)	2,317	1,231	183	1,023	946	223	77	12	

(注) 有害物質貯蔵指定事業場は、「有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場」であり、特定施設が設置されている事業場も含む。

表 3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等（1）

	釜 戸 沼 水 池	八 郎 湖		霞ヶ浦				印 旛 沼			手 賀 沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖				中海			宋道湖		児 島 湖			総 数
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	千葉県	茨城県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	鳥取県	松江市	鳥取県	松江市	岡山県	岡山市	倉敷市	
1																												1
1 の 2		27						1			1					2							1					32
2		6				9	1	6	1			1		1		3	1				1							30
3		10				2		2						6		1				10	1		1					33
4		7				10		1	1							11				2			1	1				34
5		10				2		1								2												15
6																												
7																1												1
8						1																				1		2
9		1																										1
10		2				3		2				1	1			7					1		2					19
11																1												1
12						1																						1
13																												
14																												
15																												
16		3				2			1							4					1				1			12
17		3				4										1												8
18																												
18 の 2						2		1																				3
18 の 3													1			28	1											30
19																												
20																												
21																												
21 の 2																												
21 の 3		3				1														1								5
21 の 4																												
22																1												1
23																2	1				1				1			5
23 の 2						1										3												4
24																												
25																												
26						1																						1
27						1																						1
28						1																						1
29																												
30																												
31																												
32																1												1
33						3		1								5												9
34																												
35																												
36																												
37																												
38																												
38 の 2																												
39																												
40																												
41																												
42																												
43																												
44																												
45																												
46						1		1								5										1		6
47						1										5												8

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等（2）

	釜 戸 貯 水 池	八 郎 湖			霞ヶ浦				印 旛 沼			手 賀 沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶 湖				中海			宍道湖		児 島 湖			総 数
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	千葉県	茨城県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	鳥根県	松江市	鳥根県	松江市	岡山県	岡山市	倉敷市		
4 8						1																						1	
4 9																													
5 0																													
5 1																													
5 1 の 2						2							1			1												4	
5 1 の 3						1																						1	
5 2																													
5 3			1					2					1			3	1											8	
5 4			4													6												10	
5 5			3			2										2							1					8	
5 6																1												1	
5 7																1												2	
5 8																1	1											2	
5 9			1													1												2	
6 0			2																				1					3	
6 1								2					1								3	1						7	
6 2						2										1												3	
6 3			1			4								1		14						1						21	
6 3 の 2																													
6 3 の 3																													
6 4																													
6 4 の 2	5													1		7	3				1		1		1	1	1	21	
6 5						15	1	6		1	2		2	3		39	3				1	3	1					77	
6 6						8		1						2		3					1	1				1		17	
6 6 の 2						3																						3	
6 6 の 3			34			8	8						1	6		25	5				2		6		1	3	6	105	
6 6 の 4						3		2			1					1								1				9	
6 6 の 5			1			6		6								5				1	1							20	
6 6 の 6			1			12		5	1		2			1		25	2					2			2	4	2	59	
6 6 の 7																											1	1	
6 6 の 8																						3						3	
6 7			16			2	1	1		1						4					1	2				2	30	4	
6 8			4																										
6 8 の 2						3		4	1	2	2		1			2					1				1			17	
6 9						3																						3	
6 9 の 2																													
6 9 の 3								1					1			1												3	
7 0																													
7 0 の 2																													
7 1			17			1										1				3		3				1		26	
7 1 の 2			5			4		3					2			16	1			1					1	1		34	
7 1 の 3			3					1								2												6	
7 1 の 4			1					1																				2	
7 1 の 5																1												1	
7 1 の 6								1																				1	
7 2			10			2	82	1	37	8	5	7	6	17		172	2			7	11	9	47	14	6	13	10	466	
7 3			1			10								2		6	2			1		4	4		2	3	35		
7 4								1		1						3	1			1	1					1		9	
みなし指定地域 特定施設1						12		4					2	2		13	10			2			4		5	4	58		
みなし指定地域 特定施設2	1	4				158	2	31	5	17	14	22	30			222	4			27	13	6	37	10	4	87	78	772	
湖沼特定 事業場数	7	180			2	388	14	125	18	27	29		44	73		661	38			56	38	25	115	32	17	124	105	2,118	
指定施設1		2				2		4	1	1				3		5							2					20	
指定施設2						48								1														49	
指定施設計		2				50		4	1	1				4		5						2						69	
準用指定施設	17	25				540	11		18					20		160					19	1	39	1				851	
総 計	24	207			2	978	25	129	37	28	29		44	97		826	38			56	57	26	156	33	17	124	105	3,038	

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	63,061 (23%)	4,139	58,922
2	自動式車両洗浄施設(71)	30,819 (11%)	101	30,718
3	畜産農業(1の2)	27,791 (10%)	391	27,400
4	洗濯業(67)	22,141 (8%)	495	21,646
5	豆腐・煮豆製造業(17)	11,789 (4%)	287	11,502
6	し尿処理施設(72)	11,654 (4%)	9,868	1,786
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	10,203 (4%)	2,262	7,941
8	水産食料品製造業(3)	8,487 (3%)	667	7,820
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,945 (2%)	1,340	4,605
10	写真現像業(68)	5,942 (2%)	16	5,926
総 計		197,832 (73%)	19,566	178,266

- (注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。
3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表5 特定事業場の業種別内訳（１）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	
1	鉍 業 ・ 水 洗 炭 業	(水)	141	49	9	92	
		(瀬)	14	9	6	5	1
			155	58	15	97	1
1 の 2	畜 産 農 業	(水)	27,783	383	8	27,400	14
		(瀬)	8	8			
			27,791	391	8	27,400	14
2	畜 産 食 料 品 製 造 業	(水)	2,880	554	56	2,326	18
		(瀬)	83	83	5		
			2,963	637	61	2,326	18
3	水 産 食 料 品 製 造 業	(水)	8,424	606		7,818	
		(瀬)	63	61	2	2	
			8,487	667	2	7,820	
4	保 存 食 料 品 製 造 業	(水)	4,845	506	1	4,339	2
		(瀬)	57	55	1	2	
			4,902	561	2	4,341	2
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,362	151	8	3,211	2
		(瀬)	25	24	1	1	
			3,387	175	9	3,212	2
6	小 麦 粉 製 造 業	(水)	12			12	
		(瀬)					
			12			12	
7	砂 糖 製 造 業	(水)	65	38		27	
		(瀬)	5	5			
			70	43		27	
8	パ ン ・ 菓 子 製 造 業	(水)	1,104	41		1,063	2
		(瀬)	21	21	1		
			1,125	62	1	1,063	2
9	米 菓 ・ こ う じ 製 造 業	(水)	593	53		540	1
		(瀬)	1	1			
			594	54		540	1
10	飲 料 製 造 業	(水)	3,981	476	40	3,505	16
		(瀬)	62	60	2	2	
			4,043	536	42	3,507	16
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水)	535	80	3	455	10
		(瀬)	5	5			
			540	85	3	455	10
12	動 植 物 油 脂 製 造 業	(水)	267	46	1	221	4
		(瀬)	16	16	1		
			283	62	2	221	4
13	イ ー ス ト 製 造 業	(水)	4	2		2	
		(瀬)	1	1			
			5	3		2	
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	98	65	1	33	
		(瀬)	4	4			
			102	69	1	33	

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水)	33	13		20	
		(瀬)	2	2			
			35	15		20	
16	麺類製造業	(水)	3,017	109		2,908	
		(瀬)	23	23			
			3,040	132		2,908	
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	11,750	249		11,501	
		(瀬)	39	38		1	
			11,789	287		11,502	
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	7	2		5	
		(瀬)	1	1			
			8	3		5	
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	518	122		396	
		(瀬)	33	33			
			551	155		396	
18 の 3	たばこ製造業	(水)	7	3		4	
		(瀬)					
			7	3		4	
19	紡績業・繊維製品製造業	(水)	2,067	314	65	1,753	121
		(瀬)	158	157	12	1	
			2,225	471	77	1,754	121
20	洗毛業	(水)	17	3	1	14	
		(瀬)					
			17	3	1	14	
21	化学繊維製造業	(水)	26	21	8	5	
		(瀬)	17	17	9		
			43	38	17	5	
21 の 2	一般製材業・木材チップ製造業	(水)	137	7		130	
		(瀬)					
			137	7		130	
21 の 3	合板製造業	(水)	279	14		265	1
		(瀬)	1	1			
			280	15		265	1
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	19	2	1	17	1
		(瀬)	1	1			
			20	3	1	17	1
22	木材薬品処理業	(水)	350	8	6	342	46
		(瀬)					
			350	8	6	342	46
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	641	314	27	327	3
		(瀬)	91	91	10		
			732	405	37	327	3
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,644	26	8	1,618	213
		(瀬)	5	5	2		
			1,649	31	10	1,618	213

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	
24	化 学 肥 料 製 造 業	(水)	64	16	12	48	7
		(瀬)	10	10	6		
			74	26	18	48	7
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)	1	1	1		
		(瀬)	1	1	1		
			2	2	2		
26	無 機 顔 料 製 造 業	(水)	32	17	8	15	3
		(瀬)	19	19	11		
			51	36	19	15	3
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	431	151	84	280	97
		(瀬)	74	74	44		
			505	225	128	280	97
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	38	11	1	27	3
		(瀬)	3	3			
			41	14	1	27	3
29	コーラタール製品製造業	(水)	2			2	
		(瀬)	4	4	3		
			6	4	3	2	
30	発 酵 工 業	(水)	40	10	3	30	2
		(瀬)	2	2			
			42	12	3	30	2
31	メ タ ン 誘 導 品 製 造 業	(水)	8	3	1	5	2
		(瀬)	1	1	1		
			9	4	2	5	2
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	45	17	11	28	7
		(瀬)	7	7	4		
			52	24	15	28	7
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	262	114	46	148	24
		(瀬)	39	38	14	1	
			301	152	60	149	24
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	15	8	7	7	2
		(瀬)	2	2	1		
			17	10	8	7	2
35	有 機 ゴ ム 薬 品 製 造 業	(水)	11	6	3	5	
		(瀬)	4	4	1		
			15	10	4	5	
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	16	4	3	12	4
		(瀬)	2	2	1		
			18	6	4	12	4
37	そ の 他 石 油 化 学 工 業	(水)	66	28	19	38	7
		(瀬)	31	31	18		
			97	59	37	38	7
38	石 け ん 製 造 業	(水)	30			30	
		(瀬)	3	3	1		
			33	3	1	30	

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	
38 の 2	界 面 活 性 剤 製 造 業	(水)	2			2	
		(瀬)	2			2	
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	5	1	1	4	
		(瀬)	5	1	1	4	
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	8	1		7	1
		(瀬)	1	1			
41	香 料 製 造 業	(水)	52	13	4	39	8
		(瀬)	3	3			
42	ゼラチン・にかわ製造業	(水)	6	1		5	
		(瀬)	1	1			
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	11	6	2	5	1
		(瀬)	1	1	1		
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	6	1		5	
		(瀬)	6	1		5	
45	木 材 化 学 工 業	(水)	1			1	
		(瀬)	1			1	
46	その他有機化学工業製品製造業	(水)	426	166	89	260	64
		(瀬)	49	47	16	2	1
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	343	154	66	189	69
		(瀬)	28	28	12		
48	火 薬 製 造 業	(水)	7	4	3	3	2
		(瀬)	4	4	1		
49	農 薬 製 造 業	(水)	29	6	5	23	13
		(瀬)	4	3	3	1	1
50	有 害 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	9	1	1	8	5
		(瀬)	9	1	1	8	5
51 の 2	石 油 精 製 業	(水)	30	17	9	13	2
		(瀬)	15	15	5		
51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(水)	128	42	20	86	19
		(瀬)	17	17	10		
51 の 2		(水)	145	59	30	86	19
		(瀬)					

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	
51 の 3	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス成形型）製造業	(水)	14	4		10	
		(瀬)	14	4		10	
52	皮 革 製 造 業	(水)	140	8	4	132	21
		(瀬)	1	1			
			141	9	4	132	21
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	709	114	79 (1)	595	263
		(瀬)	7	7	6		
			716	121	85 (1)	595	263
54	セメント製品製造業	(水)	2,525	58	7	2,467	95
		(瀬)	12	9	2	3	2
			2,537	67	9	2,470	97
55	生コンクリート製造業	(水)	4,985	339	6	4,646	200
		(瀬)	18	16	2	2	
			5,003	355	8	4,648	200
56	有機質砂かべ材製造業	(水)	23	1		22	6
		(瀬)					
			23	1		22	6
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	8	8	1		
		(瀬)	1	1			
			9	9	1		
58	窯業原料精製業	(水)	761	67	20	694	45
		(瀬)	5	5	1		
			766	72	21	694	45
59	砕 石 業	(水)	802	74		728	3
		(瀬)	9	7		2	
			811	81		730	3
60	砂 利 採 取 業	(水)	1,680	164		1,516	3
		(瀬)	10	8		2	
			1,690	172		1,518	3
61	鉄 鋼 業	(水)	292	88	30	204	9
		(瀬)	43	43	23		
			335	131	53	204	9
62	非鉄金属製造業	(水)	256	71	53	185	68
		(瀬)	19	18	14	1	
			275	89	67	186	68
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,414	477	270 (1)	1,937	488
		(瀬)	64	58	31	6	1
			2,478	535	301 (1)	1,943	489
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	43	7		36	
		(瀬)	1	1			
			44	8		36	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	26	25	8	1	
		(瀬)	15	15	8		
			41	40	16	1	

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	16	7	1	9	
		(瀬)	5	3	3	2	
			21	10	4	11	
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	708	255	25	453	18
		(瀬)	55	44	4	11	
			763	299	29	464	18
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,761	1,166	755	4,595	1,695
		(瀬)	184	174	109	10	4
			5,945	1,340	864	4,605	1,699
66	電気めっき施設	(水)	1,822	490	437	1,332	1,041
		(瀬)	32	30	26	2	2
			1,854	520	463	1,334	1,043
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設	(水)	1,711	239	5	1,472	6
		(瀬)	10	9		1	
			1,721	248	5	1,473	6
66 の 3	旅館業	(水)	62,612	3,761	59	58,851	31
		(瀬)	449	378	5	71	1
			63,061	4,139	64	58,922	32
66 の 4	共同調理場	(水)	1,252	243		1,009	
		(瀬)	37	35		2	
			1,289	278		1,011	
66 の 5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	1,045	287		758	2
		(瀬)	55	53		2	
			1,100	340		760	2
66 の 6	飲食店	(水)	2,758	779	7	1,979	
		(瀬)	267	221	1	46	1
			3,025	1,000	8	2,025	1
66 の 7	そば店・うどん店・ すし店・喫茶店	(水)	62	7		55	
		(瀬)	1	1			
			63	8		55	
66 の 8	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	47	2		45	4
		(瀬)					
			47	2		45	4
67	洗濯業	(水)	22,091	447	65	21,644	1,681
		(瀬)	50	48	3	2	
			22,141	495	68	21,646	1,681
68	写真現像業	(水)	5,934	12	6	5,922	993
		(瀬)	8	4	2	4	1
			5,942	16	8	5,926	994
68 の 2	病院	(水)	842	358	82	484	92
		(瀬)	98	97	11	1	1
			940	455	93	485	93
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	199	114	2	85	1
		(瀬)	10	10			
			209	124	2	85	1

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	
69 の 2	中 央 卸 売 市 場	(水)	33	9		24	
		(瀬)	3	3			
			36	12		24	
69 の 3	地 方 卸 売 市 場	(水)	94	43	2	51	
		(瀬)	3	3			
			97	46	2	51	
70	廃 油 処 理 施 設	(水)	52	4		48	
		(瀬)	3	3			
			55	7		48	
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	776	6		770	5
		(瀬)	4	2		2	
			780	8		772	5
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	(水)	30,807	90	2	30,717	116
		(瀬)	12	11	1	1	1
			30,819	101	3	30,718	117
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検 査 を 行 う 事 業 場	(水)	4,771	430	262	4,341	2,319 (3)
		(瀬)	87	66	36	21	14
			4,858	496	298	4,362	2,333 (3)
71 の 3	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 で あ る 焼 却 施 設	(水)	1,021	60	14	961	101
		(瀬)	12	10	3	2	
			1,033	70	17	963	101
71 の 4	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	(水)	479	81	27	398	75
		(瀬)	12	11	5	1	
			491	92	32	399	75
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗 浄 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	1,131	64	58	1,067	1,045 (3)
		(瀬)	5	5	5		
			1,136	69	63	1,067	1,045 (3)
71 の 6	トリクロロエチレン等の 蒸 留 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	56	9	6	47	44
		(瀬)	1	1	1		
			57	10	7	47	44
72	し 尿 処 理 施 設	(水)	10,884	9,126	127	1,758	35
		(瀬)	770	742	18	28	
			11,654	9,868	145	1,786	35
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	(水)	2,169	2,135	206	34	
		(瀬)					
			2,169	2,135	206	34	
74	特定事業場からの排水処理施設	(水)	660	301	63	359	51
		(瀬)	46	45	15	1	
			706	346	78	360	51
-	し尿浄化槽（201人以上500人以下） （指定地域特定施設）		10,203	2,262	5	7,941	5
			10,203	2,262	5	7,941	5
合 計		(水)	261,404	29,348	3,336 (2)	232,056	11,357 (6)
		(瀬)	3,485	3,241	541	244	31
			264,889	32,589	3,877 (2)	232,300	11,388 (6)

- (注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、
下段は両者の合計である。
3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表6 届出関係、計画変更命令等（1）

水質汚濁防止法

				第5条の届出				第7条出 届	第8条に基 づく 計画変 更命 令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条出 届	
				第1項	第2項	第3項			計	第5条係 関	第7条係 関		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
						有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
1	北海道	115		2	6	123	123				14	173	153	326	44		
2	青森県	46				46	45				3	64	78	142	15		
3	岩手県	94		15		109	58				8	135	132	267	32		
4	宮城県	117				117	132				1	143	256	399	45		
5	秋田県	57		1	4	62	22				2	63	89	152	32		
6	山形県	71		1	3	75	74				5	95	72	167	12		
7	福島県	81			3	84	53				2	64	49	113	15		
8	茨城県	204		2	17	223	141				14	234	348	582	65		
9	栃木県	135		2	6	143	82				9	167	166	333	60		
10	群馬県	42		4	4	50	30					58	42	100	8		
11	埼玉県	177		7	11	195	90				19	218	205	423	44		
12	千葉県	114		5	8	127	65				5	264	105	369	36		
13	東京都	70		17	7	94	57				31	144	109	253	11		
14	神奈川県	69		1	5	75	47				6	93	62	155	5		
15	新潟県	98		1	2	101	93				17	205	265	470	150		
16	富山県	61			3	64	40				2	52	34	86	5		
17	石川県	52		1	1	54	53				2	57	44	101	21		
18	福井県	51		3	1	55	38					53	69	122	10		
19	山梨県	85		2	2	89	47				2	99	78	177	23		
20	長野県	90			9	99	93				4	209	99	308	55		
21	岐阜県	111		3	15	129	70					127	80	207	27		
22	静岡県	100		5		105	94				6	164	123	287	35		
23	愛知県	281		1	13	295	288				25	396	363	759	101		
24	三重県	103			1	104	116				1	135	97	232	37		
25	滋賀県	114		3	8	125	134				3	136	86	222	24		
26	京都府	100			4	104	37					106	111	217	23		
27	大阪府	75		6	5	86	60				17	102	97	199	20		
28	兵庫県	70		5	8	83	50				8	116	91	207	15		
29	奈良県	19			2	21	4				2	13	12	25	2		
30	和歌山県	67				67	13				2	48	27	75	22		
31	鳥取県	32				32	18					48	30	78	8		
32	島根県	54			1	55	25					41	38	79	9		
33	岡山県	43			1	44	45				3	74	222	296	47		
34	広島県	67			4	71	34				1	82	55	137	17		
35	山口県	20		3	11	34	42				1	43	42	85	9		
36	徳島県	47			2	49	13				1	44	38	82	11		
37	香川県	42		1	1	44	24					78	207	285	21		
38	愛媛県	41			5	46	36					62	49	111	19		
39	高知県	50		1		51	16				1	56	46	102	17		
40	福岡県	83		6	10	99	59				1	140	83	223	30		
41	佐賀県	60			1	61	43					55	60	115	15		
42	長崎県	160			2	162	62					71	46	117	34		
43	熊本県	83			2	85	34				2	112	48	160	18		
44	大分県	88				88	14					35	112	147	15		
45	宮崎県	96				96	43				1	131	112	243	36		
46	鹿児島県	81			1	82	38					69	36	105	30		
47	沖縄県	31		5	1	37	20					44	7	51	12		
都道府県計		3,947		103	190	4,240	2,815				221	5,118	4,773	9,891	1,342		
政令市計		1,839		158	106	2,103	1,290				309	2,718	1,868	4,586	425		
合計		5,786		261	296	6,343	4,105				530	7,836	6,641	14,477	1,767		

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

			第5条の届出				第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条出 届	
			第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
					有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
1	札幌市	幌館市	2		3		5	3				23	13	36	4	
2	函館市	川森市	2				2	1				14	4	18	1	
3	旭川市	森戸市	4				4	3			3	9	7	16	2	
4	青森市		18		1		19	8				18	17	35	2	
5	八戸市		6			1	7	11				15	5	20	3	
6	盛岡市	岡台市	20				20	6			2	25	9	34	3	
7	仙台市	田形市	91				91					30	15	45	9	
8	秋田市	福島市	14		1	1	16	3			3	28	13	41		
9	山形市		10			2	12	6			1	10	11	21	2	
10	福島市		11				11	8				8	11	19	10	
11	郡山市	いわき市	23		2		25	18				39	19	58	3	
12	水戸市	宇都宮市	24		2	1	27	9			4	50	22	72	6	
13	つくば市		4				4	5				8	6	14	2	
14	宇都宮市		60		1	5	66	33			5	32	77	109	10	
15	前橋市	高崎市	13			3	16	11			1	25	19	44	7	
16	高崎市	伊勢崎市	18				18	6				23	12	35	3	
17	伊勢崎市	太田市	27				27	7			3	88	33	121	21	
18	伊勢崎市	さいたま市	17				17	9				8	16	24	3	
19	太田市		14			1	15	8				16	12	28	1	
20	さいたま市		38		1		39	20			11	45	49	94	7	
21	川越市	熊谷市	4				4	32			3	30	3	33	5	
22	熊谷市	川口市	8				8	3				14	12	26	1	
23	川口市	所沢市	7			1	8	1			3	6	6	12	1	
24	所沢市	春日部市	3				3	6			1	16	5	21	1	
25	春日部市		3				3	1				15	3	18	3	
26	草加市	越谷市	1			1	2	5				3	5	8	6	
27	越谷市	千葉市	6				6					6	3	9	1	
28	千葉市	船橋市	27		2		29	11			1	52	28	80	12	
29	市川市		10			2	12	18			1	45	9	54	4	
30	船橋市		22		1		23	16			1	68	30	98	7	
31	松戸市	柏市	11				11	2				43	13	56	2	
32	柏市	原市	8				8	3				10	6	16	3	
33	市原市	八王子市	4			1	5	18			1	56	16	72	3	
34	八王子市	町田市	18				18	6				25	32	57	6	
35	町田市		8				8	2				5	6	11	2	
36	横浜市	相模原市	91		12	5	108	89			12	124	90	214	20	
37	川崎市	横須賀市	39		11	3	53	43			5	68	38	106	3	
38	相模原市		17			1	18	18			2	38	39	77	4	
39	横須賀市		6				6	2			3	8	7	15		
40	平塚市		26			1	27	19				28	27	55	1	
41	藤沢市	小田原市	24		2		26	13			2	23	26	49	2	
42	小田原市	茅ヶ崎市	9				9	7				1	5	6		
43	茅ヶ崎市	厚木市	1				1					6	4	10		
44	厚木市		16		3		19	19				15	24	39	3	
45	大和市		6		4		10	3				7	8	15		
46	新潟市	潟岡市	19			1	20	19				42	16	58	3	
47	長岡市	上越市	12				12	7				13	8	21	1	
48	上越市	富山	16				16	10			3	11	10	21	5	
49	富山	金沢市	33		5	4	42	10			2	15	18	33	3	
50	金沢市		25				25	6				11	16	27		
51	福井市	甲府市	12			1	13	7				20	17	37	2	
52	甲府市	長野市	3				3	4				3	3	6	1	
53	長野市	松本市	32			7	39	16				42	9	51	2	
54	松本市		27				27	20			2	36	20	56	5	
55	岐阜市		13		2	1	16	5				42	17	59	2	

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条出 届	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
56	静岡市	15		2		17	10				1	18	24	42	8
57	浜松市	28		2	2	32	35				6	81	52	133	19
58	沼津市	4				4	5				1	21	6	27	5
59	富士市	17				17	28					37	19	56	4
60	名古屋	17		3	1	21	42				8	43	40	83	7
61	豊橋市	11		1		12	11					33	16	49	12
62	岡崎市	22			1	23	8				2	21	17	38	9
63	一宮市	10				10	11				1	32	23	55	8
64	春日井市	18			2	20	28				1	42	15	57	1
65	豊田市	64			1	65	59					51	74	125	17
66	四日市市	23		1	4	28	52					26	23	49	3
67	大津市	16		1		17	8					19	9	28	
68	京都市	28		13	1	42	16				3	25	37	62	3
69	大阪市	17		27	5	49	45				98	48	55	103	6
70	大塚市	9		1	1	11	12				5	25	9	34	
71	岸和田市	6				6	5					25	5	30	2
72	豊中市	9		1	2	12	2					16	3	19	2
73	吹田市	50		5		55	38				4	9	12	21	1
74	高槻市	11				11	5				1	15	10	25	1
75	枚方市	19				19	6					17	13	30	3
76	茨木市	10			1	11	2				2	14	11	25	
77	八尾市	4		9		13	11				10	15	18	33	5
78	寝屋川市	2			1	3	2					8	3	11	1
79	東大阪市			4		4						2	1	3	
80	神戸市	76		5	6	87	17				37	64	73	137	13
81	姫路市	12			4	16	14				3	23	7	30	4
82	尼崎市	6		9	2	17	9					15	8	23	2
83	明石市	6				6	9					11	6	17	3
84	西宮市	9				9	2					8	3	11	
85	加古川市	1				1						4	4	8	
86	宝塚市	1				1						1	1	2	
87	奈良市	6				6	1					14	9	23	1
88	和歌山市	14			1	15	5					10	13	23	2
89	鳥取市	5				5	4					8	5	13	3
90	松江市	4				4	16					9	7	16	4
91	岡山市	34			4	38	9				2	73	46	119	5
92	倉敷市	23			3	26	18				1	31	24	55	4
93	広島市	37		1	4	42	17				20	36	32	68	6
94	呉市	9				9	4					7	17	24	11
95	福山市	14			1	15	8					31	17	48	5
96	下関市	5		1	1	7						10	8	18	3
97	徳島市	10		1	3	14	4					12	7	19	
98	高松市	13				13	5				1	19	10	29	3
99	松山市	14				14	13				1	32	13	45	4
100	高知市	5				5	4					15	3	18	1
101	北九州市	6		2	2	10	7				14	22	12	34	1
102	福岡市	5		5		10	7				8	12	13	25	
103	久留米市	1		2		3	2					14	6	20	1
104	長崎市	22				22	20					12	8	20	1
105	佐世保市	11		3	1	15	3					16	16	32	
106	熊本市	31			2	33	6				3	22	10	32	3
107	大分市	18		3	5	26	14					50	21	71	9
108	宮崎市	33			2	35	9					21	18	39	5
109	鹿児島市	15				15	6				1	8	6	14	1
110	那覇市			3		3						4	1	5	
政令市計		1,839		158	106	2,103	1,290				309	2,718	1,868	4,586	425

表 7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（1）

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）									
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数									
												立入検査						計			
												昼間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	夜間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの		(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち、瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工場、事業場 に係るもの
1	北海道											842		24	1			843		24	
2	青森県											445	1	2				445	1	2	
3	岩手県											586		168				586		168	
4	宮城県											664		72				664		72	
5	秋田県											672		11	1			673		11	
6	山形県											276		121				276		121	
7	福島県											314		85				314		85	
8	茨城県											712		252				712		252	
9	栃木県	1										587		280				587		280	
10	群馬県											233		84				233		84	
11	埼玉県	1										1,669		466				1,669		466	
12	千葉県											814		46				814		46	
13	東京都											711		362				711		362	
14	神奈川県											292		82				292		82	
15	新潟県											468		173	4			472		173	
16	富山県											190		4				190		4	
17	石川県											223						223			
18	福井県											314	3	80				314	3	80	
19	山梨県											438		123	4			442		123	
20	長野県											1,204		154				1,204		154	
21	岐阜県											807		212				807		212	
22	静岡県											604		112	20			624		112	
23	愛知県											3,088		738	1		1	3,089		739	
24	三重県											599		203				599		203	
25	滋賀県											413		58				413		58	
26	京都府											394		1				394		1	151
27	大阪府											915		407				915		407	170
28	兵庫県											572		26				572		26	182
29	奈良県											176		20				176		20	89
30	和歌山県											279		1				279		1	80
31	鳥取県											189	1	45				189	1	45	
32	島根県											281		29				281		29	
33	岡山県											439		114				439		114	178
34	広島県											748		13				748		13	338
35	山口県											435		71				435		71	201
36	徳島県	3										250		55				250		55	122
37	香川県											353		35				353		35	152
38	愛媛県											354		26				354		26	114
39	高知県	1										261		16				261		16	
40	福岡県	1										437		20				437		20	28
41	佐賀県											348		107				348		107	
42	長崎県											879						879			
43	熊本県	3										279						279			
44	大分県											550		22				550		22	49
45	宮崎県											670		23				670		23	
46	鹿児島県											285		37				285		37	
47	沖縄県											146	2					146	2		
都道府県計		10										26,405	7	4,980	31		1	26,436	7	4,981	1,854
政令市計		1										12,620	83	2,934	434	2	11	13,054	85	2,945	2,181
合 計		11										39,025	90	7,914	465	2	12	39,490	92	7,926	4,035

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（2）

水質汚濁防止法

		行政指導																
		公共用水域							地下水									
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	浸透の一時停止	地下水の浄化	未然防止措置関係	その他	合計	
1	北海道	24	55	79	32	1	49	82										
2	青森県	39	43	82	14		69	83										
3	岩手県	34	34	68	32		36	68	3		3						3	3
4	宮城県	27	29	56	24		32	56	1	2	3						3	3
5	秋田県	20	122	142	17		125	142										
6	山形県	4	105	109	16		115	131	21	5	26					26		26
7	福島県	15	76	91	35		71	106										
8	茨城県	103	254	357	92		269	361	6		6						6	6
9	栃木県	232	3	235	11		348	359										
10	群馬県	21	101	122	45		77	122										
11	埼玉県	79	439	518	81		466	547	477	264	741					741		741
12	千葉県	88	200	288	90		207	297										
13	東京都	6	151	157	6		151	157		239	239					236	10	246
14	神奈川県	4	4	8	4		4	8										
15	新潟県	7	44	51	6		45	51										
16	富山県		4	4	4			4										
17	石川県	15		15	15			15										
18	福井県	9	27	36	5		31	36										
19	山梨県	29	239	268	29		241	270		94	94					87	10	97
20	長野県	149	73	222	64		175	239	6		6					6		6
21	岐阜県	16		16	16			16										
22	静岡県	22	54	76	15		61	76										
23	愛知県	129	621	750	79		671	750										
24	三重県	31	201	232	31	2	206	239										
25	滋賀県	75	14	89	2		87	89										
26	京都府	26		26	26			26										
27	大阪府	69	158	227	107		120	227		124	124	4				77	43	124
28	兵庫県	12		12	12			12										
29	奈良県	1	8	9	9			9										
30	和歌山県	17	77	94	17		77	94										
31	鳥取県	12		12	12			12										
32	島根県	71		71	25		66	91										
33	岡山県	44	66	110	16		106	122		79	79					79		79
34	広島県	72	6	78	24		54	78										
35	山口県	23	24	47	4		43	47										
36	徳島県	9		9	9			9										
37	香川県	63	78	141	19		122	141										
38	愛媛県	3	30	33	8		25	33										
39	高知県	6	37	43	1		49	50										
40	福岡県	26		26	11		15	26										
41	佐賀県	13	60	73	28		47	75										
42	長崎県	7	31	38	8		30	38										
43	熊本県	13	57	70	23	1	46	70										
44	大分県	12	9	21	6		15	21										
45	宮崎県	28	33	61	33		28	61										
46	鹿児島県	22		22	22			22										
47	沖縄県	22	37	59	28	1	30	59										
都道府県計		1,749	3,604	5,353	1,213	5	4,409	5,627	514	807	1,321	4				1252	75	1,331
政令市計		754	1,149	1,903	733	2	1,204	1,939	12	170	182	1			12	0	81	182
合 計		2,503	4,753	7,256	1,946	7	5,613	7,566	526	977	1,503	5			12	1252	156	1,513

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）									
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数									
												計									
												昼間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	夜間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの
1	札幌市											43		103				43		103	
2	函館市											30		1				30		1	
3	旭川市											54						54			
4	青森市											80						80			
5	八戸市											96		4				96		4	
6	盛岡市											37		17				37		17	
7	仙台市											127	13					127	13		
8	秋田市											82			8			90			
9	山形市											50						50			
10	福島市											87		4				87		4	
11	郡山市											62		1				62		1	
12	いわき市											190						190			
13	水戸市											27		7				27		7	
14	つくば市											23		10				23		10	
15	宇都宮市											99		13				99		13	
16	前橋市											102						102			
17	高崎市											260						260			
18	伊勢崎市											50						50			
19	太田市											51						51			
20	さいたま市											259		76				259		76	
21	川越市											360		173				360		173	
22	熊谷市											113		21				113		21	
23	川口市											166						166			
24	所沢市											98		50				98		50	
25	春日部市											49		5				49		5	
26	草加市											39		8				39		8	
27	越谷市											117		13				117		13	
28	千葉市											149		15				149		15	
29	市川市											114						114			
30	船橋市											203		34				203		34	
31	松戸市											86						86			
32	柏市											62						62			
33	市原市											137						137			
34	八王子市											60						60			
35	町田市											37						37			
36	横浜市											561		21				561		21	
37	川崎市											247		31	4			251		31	
38	相模原市											98		18				98		18	
39	横須賀市											62		9	4			66		9	
40	平塚市											95						95			
41	藤沢市											97		10				97		10	
42	小田原市											33		30				33		30	
43	茅ヶ崎市											69		17	1			70		17	
44	厚木市											13		2				13		2	
45	大和市											35						35			
46	新潟市											205			4			209			
47	長岡市											57		1	1			58		1	
48	上越市											115						115			
49	富山市											209		9				209		9	
50	金沢市											168	62		6	2		174	64		
51	福井市											118		18				118		18	
52	甲府市											8		2				8		2	
53	長野市											98		40				98		40	
54	松本市											126		61	3			129		61	
55	岐阜市											136		53	1			137		53	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（4）

水質汚濁防止法

				行政指導														
				公共用水域							地下水							
				指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
				文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	浸透の一 時停止	地下水の 浄化	未然防止 措置関係	その他
1	札幌市	2		2		1	1	2										
2	函館市		1	1			1	1										
3	旭川市	5		5	5			5										
4	青森市	16	57	73	18		56	74										
5	八戸市	5	6	11	5		6	11										
6	盛岡市	35	2	37	1		36	37										
7	仙台市	10		10	10			10										
8	秋田市	3	2	5	5			5										
9	山形市		20	20			42	42										
10	福島市	6		6	6			6										
11	郡山市		4	4	4			4		1	1					1		
12	いわき市	11		11	8		3	11										
13	水戸市																	
14	つくば市	5	11	16	8		8	16										
15	宇都宮市		1	1	1			1										
16	前橋市	6		6	6			6										
17	高崎市	11		11	11			11										
18	伊勢崎市	16	10	26	16		10	26										
19	太田市	2	7	9	9			9										
20	さいたま市	24		24	24			24										
21	川越市	31		31	31			31										
22	熊谷市	12	24	36	13		23	36										
23	川口市	20		20	20			20										
24	所沢市	6	9	15	1		14	15		22	22					22	22	
25	春日部市	11		11	11			11										
26	草加市																	
27	越谷市	32		32	2		30	32										
28	千葉市	11		11	11			11										
29	市川市	8	1	9	9			9										
30	船橋市	15		15			15	15										
31	松戸市	6	26	32	9		23	32										
32	柏市	3		3			3	3										
33	市原市	7	5	12	12			12										
34	八王子市	2	1	3	1		2	3										
35	町田市	7		7			7	7										
36	横浜市	6	337	343	6		337	343		78	78			12		66	78	
37	川崎市	6		6	6			6	10		10					10	10	
38	相模原市		15	15	5		10	15										
39	横須賀市	1		1	1			1										
40	平塚市	16	1	17	2		15	17										
41	藤沢市	2		2	2			2										
42	小田原市		1	1	1			1										
43	茅ヶ崎市	1		1	1			1										
44	厚木市		1	1			1	1		1	1					1		
45	大和市	1		1	1		1	1										
46	新潟市	9		9			9	9										
47	長岡市	1		1			1	1										
48	上越市	1	9	10	1		9	10										
49	富山市	13		13	13			13										
50	金沢市	15		15			15	15										
51	福井市	3	14	17	9		8	17										
52	甲府市		1	1			1	1										
53	長野市	6	1	7	7			7										
54	松本市	2	43	45	2		43	45		45	45					45		
55	岐阜市	6		6	6			6										

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）									
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数									
												昼間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	夜間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	計			
																		(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工場、事業場 に係るもの	
56	静岡市											68		29				68		29	
57	浜松市											159		123				159		123	
58	沼津市											41		12	4			45		12	
59	富士市											151		44	46			197		44	
60	名古屋											293		108	9			302		108	
61	豊橋市											178						178			
62	岡崎市											119		20				119		20	
63	一宮市											192						192			
64	春日井市											153		40	4		2	157		42	
65	豊田市											124		69				124		69	
66	四日市市											67						67			
67	大津市											48						48			
68	京都市											86		60				86		60	15
69	大阪市											70		590	9		7	79		597	49
70	堺市											160		92				160		92	89
71	岸和田市											56		2	2			58		2	15
72	豊中市											24	8	29				24	8	29	
73	吹田市											142		103				142		103	19
74	高槻市											77		30	7		2	84		32	22
75	枚方市											116						116			
76	茨木市											30		9				30		9	18
77	八尾市											152		26				152		26	11
78	寝屋川市											26		20				26		20	
79	東大阪市											160		12				160		12	
80	神戸市											435		214				435		214	95
81	姫路市											193		67	4			197		67	82
82	尼崎市											232		118				232		118	156
83	明石市											113		1				113		1	70
84	西宮市											82						82			
85	加古川市											130		1				130		1	99
86	宝塚市											7						7			6
87	奈良市											59		18				59		18	41
88	和歌山市											201			236			437			341
89	鳥取市											29		12				29		12	
90	松江市											7						7			
91	岡山市											155						155			73
92	倉敷市											358		13	46			404		13	318
93	広島市											181		21				181		21	46
94	呉市											108		12	9			117		12	48
95	福山市											125		36	6			131		36	63
96	下関市											73			6			79			38
97	徳島市											127		55				127		55	62
98	高松市											104						104			56
99	松山市											181						181			93
100	高知市											19						19			
101	北九州市											141		10	4			145		10	123
102	福岡市											35		31				35		31	
103	久留米市											49						49			
104	長崎市											50		2				50		2	
105	佐世保市											61		4				61		4	
106	熊本市	1										65		18				65		18	
107	大分市											236			10			246			133
108	宮崎市											51		1				51		1	
109	鹿児島市											167		4				167		4	
110	那覇市											5		1				5		1	
政令市計		1										12,620	83	2,934	434	2	11	13,054	85	2,945	2,181

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（6）

水質汚濁防止法

			行政指導															
			公共用水域								地下水							
			指導件数			指導内容					指導件数			指導内容				
			文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	浸透の一 時停止	地下水の 浄化	未然防止 措置関係	その他	合計
56	静岡市	4	16	20	6		14	20	1	1	2					2	2	
57	浜松市	4	68	72	4		68	72										
58	沼津市	5	5	10			10	10										
59	富士市	5		5	4		12	16										
60	名古屋市	2	6	8	3		5	8										
61	豊橋市	43	93	136	119		17	136		2	2					2	2	
62	岡崎市	13	21	34	16	1	17	34										
63	一宮市	5	2	7	5		2	7										
64	春日井市	21	35	56	2		54	56										
65	豊田市	12	15	27	18		9	27		20	20				20		20	
66	四日市市		9	9	9			9										
67	大津市	6		6	6			6										
68	京都市	8	3	11	8		3	11										
69	大阪市		1	1			1	1										
70	堺市	10		10	10			10										
71	岸和田市	15	17	32	15		17	32										
72	豊中市																	
73	吹田市		9	9			9	9										
74	高槻市		10	10	1		9	10										
75	枚方市	9	17	26			26	26										
76	茨木市		14	14			14	14										
77	八尾市	43		43	43			43										
78	寝屋川市																	
79	東大阪市	7	80	87			87	87										
80	神戸市	7	20	27	27			27										
81	姫路市		2	2			2	2										
82	尼崎市		2	2			2	2										
83	明石市		2	2			2	2										
84	西宮市	5	3	8			8	8										
85	加古川市	1	1	2			2	2										
86	宝塚市																	
87	奈良市		4	4	4			4										
88	和歌山市	5	2	7	1		6	7										
89	鳥取市																	
90	松江市																	
91	岡山市	19		19			19	19										
92	倉敷市		22	22	22			22										
93	広島市	1		1	1			1										
94	呉市	2		2	2			2										
95	福山市	7	3	10	10			10										
96	下関市	2		2			2	2										
97	徳島市	1		1			1	1										
98	高松市	13		13	13			13										
99	高山市	8	9	17			17	17										
100	高知市																	
101	北九州市	17		17	12		5	17	1			1	1				1	
102	福岡市	1		1	1			1										
103	久留米市	6	9	15	7		8	15										
104	長崎市	3		3	3			3										
105	佐世保市	4		4			4	4										
106	熊本市	2	8	10	6		6	12										
107	大分市	4	1	5	4		1	5										
108	宮崎市	1	10	11	5		6	11										
109	鹿児島市	16		16	16			16										
110	那覇市		20	20	11		9	20										
政令市計			754	1,149	1,903	733	2	1,204	1,939	12	170	182	1		12		81	182

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
し尿処理施設（72）	3	p H、B O D
保存食料品製造業（4）	2	B O D
トリクロエチレン等による洗浄施設（71の5）	2	ジクロロメタン
畜産農業（1の2）	1	B O D、S S、T－N、T－P
水産食料品製造業（3）	1	p H
冷凍調理食品製造業（18の2）	1	p H
酸・アルカリ表面処理施設（65）	1	フッ素及びその化合物

（注）

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表 7 において件数が 0 のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
					第1項		第2項		第3項		第4項		
					公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応急措置 命 令		
1	北海道				5				24	11			
2	青森県				2				9				
3	岩手県												
4	宮城県				2		2		3	1			
5	秋田県					2			6	1			
6	山形県				2	1			12				
7	福島県				5				11				
8	茨城県				9				2				
9	栃木県									2			
10	群馬県				1		1		7				
11	埼玉県				9		2	1	1				
12	千葉県				7		1		1				
13	東京都					1		1		1			
14	神奈川県					1							
15	新潟県				4				12	3			
16	富山県				1				6				
17	石川県												
18	福井県				1		1		4				
19	山梨県				4	1	1		15				
20	長野県				3				4	1			
21	岐阜県				11		2		11				
22	静岡県				5				2				
23	愛知県	2			11				7				
24	三重県				3				5	1			
25	滋賀県				12				4				
26	京都府								2				
27	大阪府				1				2				
28	兵庫県				5				5				
29	奈良県								1				
30	和歌山県				2				3				
31	鳥取県				2				5				
32	島根県												
33	岡山県				2		3		7				
34	広島県				1		1		3	1			
35	山口県												
36	徳島県								3	1			
37	香川県				3								
38	愛媛県				2				2				
39	高知県												
40	福岡県				5				9				
41	佐賀県				5				12				
42	長崎県				3								
43	熊本県				4				2				
44	大分県				1				2				
45	宮崎県				2								
46	鹿児島県				7								
47	沖縄県				1								
都道府県計		2			143	6	14	2	204	23			
政令市計		2			70	1	13	2	64	23			
合 計		4			213	7	27	4	268	46			

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
					第1項		第2項		第3項		第4項		
					公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応急措置 命 令		
1	札幌市								4	20			
2	函館市												
3	旭川市												
4	青森市												
5	八戸市												
6	盛岡市												
7	仙台市								3				
8	秋田市					1			3				
9	山形市												
10	福島市				1				3				
11	郡山市												
12	いわき市												
13	水戸市					1			1				
14	つくば市												
15	宇都宮市						1						
16	前橋市												
17	高崎市												
18	伊勢崎市				2				2				
19	太田市												
20	さいたま市												
21	川越市				2								
22	熊谷市												
23	川口市												
24	所沢市												
25	春日部市												
26	草加市												
27	越谷市												
28	千葉市												
29	市川市												
30	船橋市												
31	松戸市				1								
32	柏市												
33	市原市												
34	八王子市									1			
35	町田市												
36	横浜市				9					1			
37	川崎市				4			1	2				
38	相模原市				2								
39	横須賀市												
40	平塚市				1				5				
41	藤沢市												
42	小田原市												
43	茅ヶ崎市												
44	厚木市	1											
45	大和市												
46	新潟市				2					1			
47	長岡市								2				
48	上越市				1				2				
49	富山市												
50	金沢市				1								
51	福井市				2				4				
52	甲府市												
53	長野市				3				1				
54	松本市				2								
55	岐阜市						1						

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
					第1項		第2項		第3項		第4項		
					公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応急措置 命 令		
56	静 岡 市				1		1		1				
57	浜 松 市				5				10				
58	沼 津 市				2								
59	富 士 市				10		2		1				
60	名 古 屋 市												
61	豊 橋 市												
62	岡 崎 市				1				3				
63	一 宮 市						1						
64	春 日 井 市						2						
65	豊 田 市				2	1							
66	四 日 市 市												
67	大 津 市 市												
68	大 京 都 市 市				2				1				
69	大 阪 市 市												
70	堺 市 市												
71	岸 和 田 市												
72	豊 中 市 市												
73	吹 田 市 市												
74	高 槻 市 市												
75	枚 方 市 市												
76	茨 木 市 市												
77	八 尾 市 市												
78	寝 屋 川 市 市												
79	東 大 阪 市 市												
80	神 戸 市 市						2		1				
81	姫 路 市 市												
82	尼 崎 市 市												
83	明 石 市 市												
84	西 宮 市 市												
85	加 古 川 市 市												
86	宝 塚 市 市												
87	奈 良 市 市												
88	和 歌 山 市 市				1								
89	鳥 取 市 市												
90	松 江 市 市												
91	岡 山 市 市				1				1				
92	倉 敷 市 市	1			4		2		5				
93	広 島 市 市				1								
94	呉 市 市												
95	福 山 市 市				2								
96	下 関 市 市												
97	徳 島 市 市								2				
98	高 松 市 市												
99	松 山 市 市												
100	高 知 市 市				1								
101	北 九 州 市 市												
102	福 岡 市 市												
103	久 留 米 市 市								2				
104	長 崎 市 市								1				
105	佐 世 保 市 市												
106	熊 本 市 市				1								
107	大 分 市 市				1				3				
108	宮 崎 市 市												
109	鹿 児 島 市 市				1				1				
110	那 覇 市 市				1								
政令市計		2			70	1	13	2	64	23			

表10 排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反項目	事業場数
畜産農業（1の2）	1
生コンクリート製造業（55）	1
金属製品製造業・機械器具製造業（63）	1
弁当仕出屋・弁当製造業（66の5）	1

項目別内訳

違反項目	件数
pH	2
BOD	1
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1
ジクロロメタン	1
SS	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（１）

水質汚濁防止法

		指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数	
			第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他					
東京湾	埼 玉 県	543							14			5,353	
	千 葉 県	194							8			1,938	
	東 京 都	82							5			2,441	
	神 奈 川 県	2										147	
	都府県計	821							27			9,879	
	政令市計	786							63	48		6,805	
	合 計	1,607							90	48		16,684	
伊勢湾	岐 阜 県	808				6 （2）		2	14			5,671	
	愛 知 県	1,167				12 （4）	1		53			7,075	
	三 重 県	650							21			4,656	
	都府県計	2,625				18 （6）	1	2	88			17,402	
	政令市計	697				4 （2）			29			4,509	
	合 計	3,322				22 （8）	1	2	117			21,911	
瀬戸内海	京 都 府	160							2			1,353	
	大 阪 府	278							44			1,658	
	兵 庫 県	622							15			4,242	
	奈 良 県	376							2			1,977	
	和歌山県	167							11			1,154	
	岡 山 県	384							11			2,785	
	広 島 県	429							3			2,951	
	山 口 県	411							18			2,488	
	徳 島 県	253							5			3,010	
	香 川 県	302							10			2,953	
	愛 媛 県	348							13			3,041	
	福 岡 県	87							4			445	
	大 分 県	306							3			3,063	
	都府県計	4,123							141			31,120	
	政令市計	1,700							109			13,327	
	合 計	5,823							250			44,447	
	都府県合計		7,569				18 （6）	1	2	256			58,401
	政令市合計		3,183				4 （2）			201	48		24,641
	合 計		10,752				22 （8）	1	2	457	48		83,042

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（２）

水質汚濁防止法

		指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
			第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東 京 湾	さいたま市	71										764
	川越市	39							2			323
	熊谷市	55							1			358
	川口市	20							17			286
	所沢市	19										133
	春日部市	20										281
	草加市	9										178
	越谷市	25										288
	千葉市	37							4			615
	市川市	88							4			316
	船橋市	88										332
	松戸市	37							5			287
	柏市	5										13
	市原市	88							9			366
	八王子市	27										507
	町田市	10							1			59
	横浜市	77							8			1,064
	川崎市	61							11	48		621
	横須賀市	10							1			14
	政令市計	786							63	48		6,805
伊 勢 湾	岐阜市	70										785
	名古屋市	75							4			320
	豊橋市	95										651
	岡崎市	66							1			345
	一宮市	68							1			400
	春日井市	75				4	(2)		3			460
	豊田市	140							4			773
	四日市市	108							16			775
	政令市計	697				4	(2)		29			4,509
瀬 戸 内 海	京都市	27										944
	大阪市	24							21			63
	堺市	78							2			260
	岸和田市	14										184
	豊中市	2										72
	吹田市	7										82
	高槻市	13							1			144
	枚方市	31										130
	茨木市	7										98
	八尾市	11										317
	寝屋川市	2										6
	東大阪市	15										110
	神戸市	87							10			942
	姫路市	113							5			411
	尼崎市	26							22			63
	明石市	20										77
	西宮市	14										191
	加古川市	30							4			201
	宝塚市	6										
	奈良市	35										335
	和歌山市	132							5			681
	岡山市	151							6			938
	倉敷市	156							6			871
	広島市	70										916
	呉市	43							2			560
	福山市	80							4			501
	下関市	62							4			541
	徳島市	116							4			662
	高松市	71							1			1,032
	松山市	97							3			633
	北九州市	56							3			162
	大分市	104							6			1,200
	政令市計	1,700							109			13,327
政令市合計		3,183				4	(2)		201	48		24,641

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条 第2項 届 出	第8条 第4項 届 出	第9条 届出			第10条 第3項 届 出	第12条 の8 届出
	申 請	許 可	不 許 可	審 査 中	申 請	許 可	不 許 可	審 査 中	第5条 関 係	第8条 関 係	計			氏名等 変更	使用 廃止	計		
京 都 府	8	8			13	13				1	1		1	17	7	24	1	
大 阪 府	13	9		4	23	19		4					5	41	15	56	2	
兵 庫 県	26	21		5	49	41		8					3	35	32	67	6	
奈 良 県	2	2			6	5		1						9	7	16	1	
和 歌 山 県	4	3		1	4	4								9	3	12	1	
岡 山 県	23	18		5	17	17								25	21	46	4	
広 島 県	11	10		1	20	18		2	1		1		2	46	9	55	2	
山 口 県	23	22		1	70	67		3					1	51	13	64	2	
徳 島 県	19	12		7	24	19		5					1	17	14	31	5	
香 川 県	22	22			9	8		1					7	26	20	46	6	
愛 媛 県	15	13		2	25	25							4	28	14	42	4	
福 岡 県	2	2			9	9							1	8	3	11	1	
大 分 県	5	5			11	11								13	11	24	2	
都道府県計	173	147		26	280	256		24	1	1	2		25	325	169	494	37	
京都市					2	2								1	1	2		
大阪市	4	4			6	6								4		4	1	
堺市	2			2	10	8		2						7	5	12	1	
高槻市	1	1												3	2	5		
東大阪市																		
神戸市	9	9			15	15								20	7	27	1	
姫路市	5	5			11	11								12	7	19	2	
尼崎市	3	3			15	15							5	7	22	29		
西宮市														2		2		
奈良市	1	1												6	1	7		
和歌山市	4	3		1	5	5								3	4	7	1	
岡山市	5	5			6	6								14	2	16	1	
倉敷市	14	13		1	27	27							5	20	21	41	3	
広島市	3	3			1	1								7	2	9	1	
呉市					2	2								4	1			
福山市	1	1			2	2								6	2	8		
下関市	2	2			3	3								5		5	2	
徳島市	4	4			8	8								5	3	8		
高松市	2	2			2	2							2	2	4	6	1	
松山市	4	3		1	13	12		1						8	1	9	1	
北九州市	13	11		2	18	18								11	12	23	2	
大分市	8	7		1	9	9								9	8	17	1	
政令市計	85	77		8	155	152		3					12	156	105	256	18	
合 計	258	224		34	435	408		27	1	1	2		37	481	274	750	55	

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

○瀬戸内海法第11条の措置命令

措置命令対象業種	該当条項	件数
飲料製造業（１０）	法第５条第１項	１
一般廃棄物処理施設（７１の３）	法第８条第１項	１

（注）業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

				施設区分 (※1)	釜戸ダム貯水池		八郎湖		霞ヶ浦				印旛沼		手賀沼		諏訪湖	野尻湖	琵琶湖				中海			宍道湖		児島湖			総数			
					宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	松江市	島根県	松江市	岡山県	岡山市		倉敷市		
湖沼特定施設 (みなし指定地域特定施設を含む。)	水質汚濁防止法	湖沼特定施設 (みなし指定地域特定施設を含む。)	第5条届出	(1)		1			44	34	9		2	1		8			70	6				2		14		3	21	6	221			
				(2)				2	1	1		1	1							2												8		
				(3)				1																				1					2	
			第7条届出	(1)		1			39	15	8	1	4			3	3				74	6				1		6		1	4	4	170	
				(2)				1			1										3							1			1		7	
				(3)																														
			第8条計画変更命令等	(第5条関係)	(1)																													
					(2)																													
					(3)																													
				(第7条関係)	(1)																													
					(2)																													
					(3)																													
			計	(1)																														
				(2)																														
				(3)																														
			第6条届出	(1)					7												1												8	
				(2)																														
				(3)																														
			第10条届出	氏名等変更	(1)		1			51	7	33	1	2	6		6	4		56	4					4		8		2	39	10	234	
					(2)					10		10		3	9		6	3		6										2	1	50		
					(3)																													
				使用廃止	(1)		3			41	40	13		6	4		5			43	5				1	2		9	1	3	21	6	203	
					(2)		2			5	2	12					4			1							1				1		28	
					(3)	7				148																							155	
			第11条届出	(1)					9	7	1					2	1		10						1		2	1	1	4	1	40		
				(2)					3	1				1																		5		
				(3)	6				2																							8		
	湖沼法		第8条 (計画変更命令等)																															
			第10条 (改善命令等)																															
指定施設 (第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	指定施設	第15条届出																															
			第16条届出																															
			第17条第1項届出																	1											1			
			第17条第2項届出	氏名等変更																1												1		
				使用廃止																1												1		
			第18条届出																															
第20条(改善命令等)	第1項																																	
	第2項																																	
立入検査数				昼間立入件数			29	52		69	9		7			32	3		48									39		288				
				夜間立入件数																														
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかる指導(※2)	件数	文書			5		41	2			2			7			10										5		72				
			口頭					111	4							1		4									2			122				
		内容	処理施設の改善					47	4							2															53			
			排水の一時停止																															
			その他			5		106	2			2			5	1		14										2	5		142			
	湖沼法第24条による指導	文書																																
口頭																																		

(注) ※1：施設区分(1)：湖沼特定施設(2)、(3)を除く、(2)：みなし指定地域特定施設、(3)：準用指定施設

※2：1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成22年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数				
(1) 全特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数	271,242	266,860	271,168	269,847
ア 全特定事業場数	271,242	266,860	270,568	269,449
① 50m ³ /日以上	33,964	33,529	33,067	32,589
うち有害物質使用特定事業場	4,156	4,025(2)	3,931(2)	3,877(2)
② 50m ³ /日未満	237,278	233,331	233,146	232,300
うち有害物質使用特定事業場	10,119(8)	10,046(8)	10,917(8)	11,327(6)
③第5条第3項	—	—	4,355	4,560
イ 有害物質貯蔵指定事業場数	—	—	2,833	3,196
うち有害物質貯蔵指定施設のみ	—	—	600	398
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (66,893) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,449) 3. 畜産農業 (29,704)	1. 旅館業 (65,648) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,280) 3. 畜産農業 (28,968)	1. 旅館業 (61,096) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,504) 3. 畜産農業 (28,645)	1. 旅館業 (63,061) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,819) 3. 畜産農業 (27,791)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）				
①改善命令	16件	12件	14件	11件
②一時停止命令	0件	0件	1件	0件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	41,260件	38,882件	43,135件	39,490件
（昼間立入）	(40,672件)	(38,295件)	(42,644件)	(39,025件)
（夜間立入）	(588件)	(587件)	(491件)	(465件)
6 行政指導	8,076件	7,650件	8,384件	8,759件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件
9 罰則の適用				
①排水基準違反（法第31条）	11事業場	8事業場	6事業場	4事業場
②改善命令等違反（法第30条）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
③その他法違反 （水質総量規制関連を含む）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場

(注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。
2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。